令和8年 第6回 安芸太田町議会定例会会議録

令和8年9月9日

招集年月日	令和8年9月4日					
招集の場所	安芸太田町議会議事堂					
開閉会日及び宣告	開会	令和8年9月4日　午前11時20分		議長	中本　正廣	
	閉会			議長		

応(不応)招議員及び出席並びに欠席議員 凡例 ○　出席 △　欠席 ×　不応招 △公 公務欠席	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	笠井清孝	○	7	影井伊久美	○
	2	田島　清	○	8	大江昭典	○
	3	宮本千春	○	9	小島俊二	○
	4	大江厚子	○	10	津田　宏	○
	5	末田健治	○	11	中本正廣	○
	6	佐々木道則	○			

会議録署名議員	3番	宮本千春	4番	大江厚子
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	河野　茂	書記	佐々木裕子

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名				
	町長	橋本博明	教育長	大野正人
	副町長	木村富美	病院事業管理者	平林直樹
	参事	三浦道人	道の駅推進チーム担当課長	瀬川善博
	参事	下村佳世	教育次長	長尾航治
	会計管理者兼総務課長	二見重幸	教育課長	清水裕之
	総務課主幹	郷田　亮	安芸太田病院事務長	正岡　剛
	加計支所長	児玉裕子	—	—
	筒賀支所長	山本博子	—	—
	企画DX課長	能宗良明	—	—
	税務住民課長	沖野貴宣	—	—
	地域協働課長	上手佳也	—	—
	産業観光課長	菅田裕二	—	—
	建設課長	武田雄二	—	—
	健康福祉課長	佐々木文義	—	—
	衛生対策室長	森脇　泰	—	—

会議に付した事件	別紙のとおり
会議の経過	別紙のとおり

会議に付した事件

令和８年９月９日

同意第１号	農業委員会委員の任命について
同意第２号	農業委員会委員の任命について
同意第３号	農業委員会委員の任命について
同意第４号	農業委員会委員の任命について
同意第５号	農業委員会委員の任命について
同意第６号	農業委員会委員の任命について
同意第７号	農業委員会委員の任命について
同意第８号	農業委員会委員の任命について
同意第９号	農業委員会委員の任命について
同意第10号	教育委員会委員の任命について
承認第５号	専決処分の承認を求めることについて（落石によるごみ収集箱への損害）
承認第６号	専決処分の承認を求めることについて（草刈りに起因する車両への損害）
議案第46号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
議案第47号	安芸太田町行政手続条例の一部改正について
議案第48号	安芸太田町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
議案第49号	安芸太田町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
議案第50号	安芸太田町手数料条例の一部改正について
議案第51号	安芸太田町加計農水産物加工直売施設条例の廃止について
議案第52号	権利の放棄について
議案第53号	令和８年度安芸太田町一般会計補正予算（第４号）
議案第54号	令和８年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）
議案第55号	令和８年度安芸太田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）
議案第56号	令和８年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）

認定第１号	令和７年度歳入歳出決算の認定について
認定第２号	令和７年度安芸太田町病院事業会計決算の認定について
認定第３号	令和７年度安芸太田町簡易水道事業会計決算の認定について
認定第４号	令和７年度安芸太田町下水道事業会計決算の認定について
	特別委員会の設置

令和8年第6回定例会
（令和8年9月9日）
（開会　午前10時37分）

○中本正廣議長
　皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は 11 名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめ配付したとおりです。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第 1．同意第１号

○中本正廣議長
　日程第１、同意第１号、農業委員会委員の任命についてを議題といたします。本件は地方自治法第 117 条の規定により、除斥に該当する宮本議員の退場を求めます。
（宮本議員退場）
　追加説明があれば受けます。菅田産業観光課長。
○菅田裕二産業観光課長
　はい。同意第１号、農業委員会委員の任命について。次の者を安芸太田町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。[redacted]氏名、宮本千春、[redacted]以上です。
○中本正廣議長
　以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり。）
　質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」の声あり。）
　討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。お諮りします。同意第１号については原案のとおり同意することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり。）
　異議なしと認めます。したがって、同意第１号、農業委員会委員の任命については、これに同意することに決定しました。宮本議員の入場を許します。
（宮本議員入場）

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第２．同意第２号

○中本正廣議長
　日程第２、同意第２号、農業委員会委員の任命についてを議題といたします。本件は地方自治法第 117 条の規定により、除斥に該当する笠井議員の退場を求めます。
（笠井議員退場）
　追加説明があれば受けます。菅田産業観光課長。
○菅田裕二産業観光課長
　はい。同意第２号、農業委員会委員の任命について。次の者を安芸太田町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求めるものです。[redacted]氏名、笠井清孝、[redacted]です。以上です。
○中本正廣議長
　以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）
質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」の声あり。）
討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。お諮りします。同意第２号については原案のとおり同意することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり。）
異議なしと認めます。したがって、同意第２号、農業委員会委員の任命については、これに同意することに決定しました。笠井議員の入場を許します。
（笠井議員入場）
―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第３．同意第６号

○中本正廣議長
日程第３、同意第６号、農業委員会委員の任命についてを議題といたします。本件は地方自治法第 117 条の規定により、除斥に該当する影井議員の退場を求めます。
（影井議員退場）
追加説明があれば受けます。菅田産業観光課長。
○菅田裕二産業観光課長
はい。同意第６号、農業委員会委員の任命について。次の者を安芸太田町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。[redacted]氏名、影井伊久美、[redacted]以上です。
○中本正廣議長
以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり。）
質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」の声あり。）
討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。お諮りします。同意第６号については原案のとおり同意することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり。）
異議なしと認めます。したがって、同意第６号、農業委員会委員の任命については、これに同意することに決定しました。影井議員の入場を許します。
（影井議員入場）
―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第４．同意第３号
日程第５．同意第４号
日程第６．同意第５号
日程第７．同意第７号
日程第８．同意第８号
日程第９．同意第９号

○中本正廣議長

日程第４、同意第３号から、日程第６、同意第５号、及び日程第７、同意第７号から、日程第９、同意第９号、農業委員会委員の任命についての６件を一括議題といたします。追加説明があれば受けます。菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。同意第３号、農業委員会委員の任命について。次の者を安芸太田町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。[redacted]氏名、武本宮紀、[redacted]です。同意第４号から、順次、氏名等を読み上げをさせていただきます。[redacted]氏名、佐藤潤、[redacted]同意第５号、[redacted]氏名、沖貴雄、[redacted]同意第７号、[redacted]氏名、斎藤文彦、[redacted]同意第８号、[redacted]氏名、河本穂津雄、[redacted]同意第９号、[redacted]氏名、松岡恵利子、[redacted]以上でございます。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、同意第３号から同意第５号及び同意第７号から同意第９号までの６件を一括して採決します。お諮りします。同意第３号から同意第５号及び同意第７号から同意第９号までの６件については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

異議なしと認めます。したがって、同意第３号から同意第５号及び同意第７号から同意第９号までの、農業委員会委員の任命については、これに同意することに決定しました。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第 10．同意第 10 号

○中本正廣議長

日程第 10、同意第 10 号、教育委員会委員の任命についてを議題といたします。追加説明があれば受けます。二見総務課長。

○二見重幸総務課長

はい、同意第 10 号、教育委員会委員の任命について。次の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、議会の同意を求めるものです。[redacted]氏名、小田純子、[redacted]以上でございます。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。お諮りします。同意第 10 号については原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

異議なしと認めます。したがって、同意第 10 号、教育委員会委員の任命については、これに同意することに決定しました。

――――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第 11. 承認第５号

○中本正廣議長

日程第 11、承認第５号、専決処分の承認を求めることについて（落石によるごみ収集箱への損害）を議題といたします。追加説明があれば受けます。二見総務課長。

○二見重幸総務課長

はい。承認第５号、専決処分の承認を求めることについて、次のページの専決処分書の読み上げをもちまして説明とさせていただきます。損害賠償の額の決定及び和解について。令和８年６月１日午後７時頃、町有林からの落石によりごみ収集箱が破損した事故により、地方自治法第 179 条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。1、本件事故による損害賠償額として、安芸太田町が７万 5,020 円を支払う。２、本件事故に関し、そのほか一切の費用等は、双方とも請求しない。３、上記各項により、本件事故は解決とする。以上でございます。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。承認第５号については、これを承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立総員です。したがって、承認第５号、専決処分の承認を求めることについて（落石によるごみ収集箱への損害）は、これを承認することに決定しました。

――――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第 12. 承認第６号

○中本正廣議長

日程第 12、承認第６号、専決処分の承認を求めることについて（草刈りに起因する車両への損害）を議題といたします。追加説明があれば受けます。二見総務課長。

○二見重幸総務課長

はい。承認第６号、専決処分の承認を求めることについて。次ページをお願いします。専決処分書の読み上げをもちまして説明とさせていただきます。損害賠償の額の決定及び和解について。令和８年７月 14 日午前９時頃、町が管理する旧 JR 車両庫周辺において草刈り作業を実施していたところ、車両庫に隣接する加計認定こども園あさひ職員駐車場に駐車していた車両の窓ガラスに、飛び石による複数の傷を生じさせた事故について、地方自治法第 179 条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。1、本件事故による損害賠償額として、安芸太田町が９万 222 円を支払う。２、本件事故に関し、その他一切の費用等は、双方とも請求しない。３、上記各項により、本件事故は解決する。以上でございます。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。承認第６号については、これを承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立総員です。したがって、承認第６号、専決処分の承認を求めることについて（草刈りに起因する車両への損害）は、これを承認することに決定しました。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第 13．議案第 46 号

○中本正廣議長

日程第 13、議案第 46 号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。追加説明があれば受けます。二見総務課長。

○二見重幸総務課長

はい。議案第 46 号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について説明いたします。この条例の制定は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例を整理する条例を定めるものです。具体的には、公金の収納事務のデジタル化に伴い、eLTAX を用いて地方自治体が指定する税以外の公金の収納事務を地方税共同機構に行わせるための規定を、地方自治法の規定で整備するため、この条項が追加されることによる条の繰下げが生じているもので、この条項を引用しております安芸太田町監査委員条例をはじめとする五つの条例を整理するものでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第 46 号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立総員です。したがって、議案第 46 号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり可決しました。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第 14．議案第 47 号

○中本正廣議長

日程第 14、議案第 47 号、安芸太田町行政手続条例の一部改正についてを議題といたします。追加説明があれば受けます。二見総務課長。

○二見重幸総務課長

はい、議案第 47 号、安芸太田町行政手続条例の一部改正について説明いたします。この条例の一部改正につきましては、行政手続法が改正され、不利益処分をしようとする場合に、事前に必要となる聴聞及び弁明の機会の付与の意見陳述手続の通知を公示送達によって行う場合の

方法について、書面掲示規制に関わる見直しを行い、インターネットによる公表を前提とした規定の整理が行われました。本町では、この行政手続法の改正に準じて安芸太田町行政手続条例を改正し、町の条例等に基づく処分に関する公示送達についても、同様の見直しを行うものでございます。以上でございます。
○中本正廣議長
以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」の声あり。）
討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第47号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）
起立総員です。したがって、議案第47号、安芸太田町行政手続条例の一部改正については、原案のとおり可決しました。
――――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第15．議案第48号

○中本正廣議長
日程第15、議案第48号、安芸太田町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを議題といたします。追加説明があれば受けます。二見総務課長。
○二見重幸総務課長
はい、議案第48号、安芸太田町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について説明させていただきます。当条例の一部改正については、地方自治法施行規則の一部を改正する省令の公布に伴うものです。具体的には、市町が行う認可地縁団体の許可等に係る告示について、個人情報保護の観点から、当該地縁団体の代表者等の住所を非表示とすることを原則としつつ、第三者への対抗力を確保するなどのため、代表者本人から申出がある場合は、その住所を表示して交付することができるように、条例を改正するものでございます。以上です。
○中本正廣議長
以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり。）
質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」の声あり。）
討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第48号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）
起立総員です。したがって、議案第48号、安芸太田町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決しました。
――――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第16．議案第49号

○中本正廣議長
日程第16、議案第49号、安芸太田町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。追加説明があれば受けます。二見総務課長。
○二見重幸総務課長

はい、議案第 49 号、安芸太田町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について説明させていただきます。当条例の改正は、災害応急作業に従事する職員の危険性及び特殊性を考慮し、適正な処遇を図るため、特殊勤務手当の支給対象に、災害応急作業等を追加する所要の一部改正を行うものです。なお、熊本地震に係る、熊本県氷川町への支援のため、本庁職員を８月 30 日から派遣しており、この派遣以降、当該手当を適用させることとします。以上です。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。小島議員。

○小島俊二議員

はい。新たな特殊勤務手当の創設ということですが、この特殊勤務手当の支給範囲というか、それぞれの額についてお知らせください。それと、今回もう派遣しとるいうことなんですが、予算措置についてはどういうふうに考えておられますか。

○中本正廣議長

二見総務課長。

○二見重幸総務課長

はい。支給範囲でございますが、現在の条例によりますと、この特殊勤務手当は防疫等の作業に従事する場合にのみ適用となっておりますので、その範囲を広げるものでございます。それから、予算措置でございますが、当面は、現在の予算から支出しておりますが、その分、今後不足するであろうものは今回の予算で上程をさせていただいてるところです。以上です。額は１日当たり 1,440 円でございます。以上です。

○中本正廣議長

よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第 49 号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立総員です。したがって、議案第 49 号、安芸太田町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決しました。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第 17. 議案第 50 号

○中本正廣議長

日程第 17、議案第 50 号、安芸太田町手数料条例の一部改正についてを議題といたします。追加説明があれば受けます。能宗企画 DX 課長。

○能宗良明企画 DX 課長

はい。議案第 50 号、安芸太田町手数料条例の一部改正について御説明いたします。この条例は、地域通貨 morica カードの再発行手数料について、再発行に要する費用が増加していることから、従前より見直しを検討してきたところであり、令和８年２月の安芸太田町物価高騰対応生活応援給付事業を通じて、おおむね全町民が morica カードを再度利用し、町の施策を支える基盤として定着したことを踏まえ、再発行手数料を現行の 500 円から 1,000 円に見直すため、改正するものでございます。以上です。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認め

ます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第 50 号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立総員です。したがって、議案第 50 号、安芸太田町手数料条例の一部改正については、原案のとおり可決しました。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第 18．議案第 51 号

○中本正廣議長

日程第 18、議案第 51 号、安芸太田町加計農水産物加工直売施設条例の廃止についてを議題といたします。追加説明があれば受けます。児玉加計支所長。

○児玉裕子加計支所長

議案第 51 号、安芸太田町加計農水産物加工直売施設条例の廃止について、説明させていただきます。廃止する当該施設は、通称川登ビオトープですが、行政財産から普通財産に切替え公募を行い、民間貸付けによる施設の有効活用を図るため、本条例を廃止するものです。以上です。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。影井議員。

○影井伊久美議員

はい。民間貸付けに公募をいたすということで、廃止するものということなんですけれども、道の駅のテストキッチンが、費用面の関係とかで断念され、補填をどうするかとお尋ねをしたところ、町長のほうから、別の形や場所でちょっと考えていかなきゃならないと申されたのを記憶しております。今回の当該施設ですけれども、直売、農産物加工施設ということで、何かこういったこと、この施設を活用できないかとか、そういったことは検討や議論がなされたのかを伺います。

○中本正廣議長

児玉加計支所長。

○児玉裕子加計支所長

御質問にあります当該施設につきましては、これまで行政財産ということで条例の中で、この農産物加工直売施設ということで、隣にあります養魚場のアマゴとかを活用したということを、指定といいますか、そういったものが条例上ありましたが、今回普通貸付けにすることにつきまして、もちろんその隣にあります養魚場のお魚とかも利用していただきながら、地元ともやっていただきたいと思っていますけれども、普通貸付けにすることによって、民間の事業者さんが新たにいろいろなことで縛られずに、そこの川登ビオトープを活用していただけるのではないかということで、今回、特にそこにあたってはこちらのほうもそういった施設があるということは十分宣伝してまいりたいと思いますが、まずは民間の貸付けによって、自由な発想で営業していただければというふうに考えているところでございます。以上です。

○中本正廣議長

よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。小島議員。

○小島俊二議員

このビオトープ川登について、今の説明では貸付けをするということなんですが、将来的に処分、売却とか、そういうことは視野に入れてないのか。この土地借地だろうと思いますんで、そこらも解体も、利用がなければ解体を含めて、借地を返すとかいうような検討はされとるんですか。

○中本正廣議長
　児玉加計支所長。
○児玉裕子加計支所長
　はい。おっしゃるように、借地でございます。行財政審議会において、この建物については売却または貸付けという方向性が示されておりますが、まず、民間による貸付けによって当該施設の有効活用を図っていきたいというのがまずありまして、その中で、民間の方の手上げがなかった場合とか、その民間の方が順調に営業されているというようなことになれば、そこがゆくゆく売却という形もとれるかなというふうに思っております。今の段階では、まだ底地の借地についてどう整理するかというのは、将来的な検討だというふうには考えているところでございます。
○中本正廣議長
　ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」の声あり。）
　討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第51号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）
　起立総員です。したがって、議案第51号、安芸太田町加計農水産物加工直売施設条例の廃止については、原案のとおり可決しました。
―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第19．議案第52号

○中本正廣議長
　日程第19、議案第52号、権利の放棄についてを議題といたします。追加説明があれば受けます。長尾教育次長。
○長尾航治教育次長
　はい。議案第52号、権利の放棄について御説明申し上げます。恐れ入りますが別紙のほうを御覧ください。今回ですね、破産法による債権の免除に伴うものでございまして、放棄する債権の状況でございます。債権名、貸与奨学金に関する債権、放棄する債権額は54万5千円でございます。以上でございます。
○中本正廣議長
　以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。大江厚子議員。
○大江厚子議員
　はい。奨学金に関わる債権の放棄ということで、若い方が対象ということで、町の損害はともかく、対象となる方の状況、厳しい状況があるんではないか。それから、将来に向けたね、こともあると思うんですけど、教育委員会のみならず、ほかの担当課との連携とか、そのフォローとかいうのはどのようになっているんでしょうか。
○中本正廣議長
　長尾教育次長。
○長尾航治教育次長
　はい。今回の破産手続に進まれました元学生さんに関しましては、就労されていらっしゃったんです。高校卒業してすぐ就労されてた状況でございますけれども、なかなか体のこともありまして、就労が難しくなって、いわゆる保証人としてですね、親族の方が保証人に立たれたんですが、こちらもですね、同一に体の不調等で仕事ができなくなったという案件でございま

す。他課との連携というところでございますが、もちろん就労等に関しましては、町の産業観光課のほうでですね、求人の関係を持っております。そういったことはあったのかもしれないんですが、今回は就労ができなかったというところで、破産手続に入られたというとこでございます。
○中本正廣議長
よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」の声あり。）
討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第52号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）
起立総員です。したがって、議案第52号、権利の放棄については、原案のとおり可決しました。
――――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第20．議案第53号

○中本正廣議長
日程第20、議案第53号、令和８年度安芸太田町一般会計補正予算（第４号）を議題といたします。追加説明があれば受けます。郷田総務課主幹。
○郷田亮総務課主幹
はい。議案第53号、令和８年度安芸太田町一般会計補正予算（第４号）につきまして御説明いたします。まず第１条の歳入歳出予算の補正です。こちらは歳入歳出それぞれ１億1,603万１千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ95億8,428万１千円と定めるものです。そして第２条におきましては、債務負担行為の補正をさせていただくものでございます。次ページ、54ページでございます。第１表を御覧いただければと思います。今回の補正に対する歳入です。上から、国庫支出金としまして物価高騰対応重点支援に係る交付金624万６千円。西中国山地国定公園施設管理委託料としての県支出金327万３千円。財政調整基金を含む基金からの繰入金5,906万６千円。また前年度からの繰越金4,063万１千円。そして諸収入としまして、雑入になります。681万５千円。なおこの雑入につきましては、光ケーブルの移設に伴う物件移転補償や、過年度分の療養給付費の負担金の精算によるものでございます。これら歳入予算として補正をさせていただきます。続きまして次ページとなります。こちらは歳出の第１表の関係となります。上の総務費3,875万２千円から、一番下消防費の91万１千円に渡りまして、この表のとおり、所要額をそれぞれ補正をさせていただきます。続いて、次のページ56ページとなります。第２表の債務負担行為補正です。表のほうに明示しておりますが、公共施設の空調設備の更新・保守等につきまして、認定こども園あさひ、認定こども園とごうちの２施設におきまして、民間から提案のあったエスコ事業の一環として進めさせていただくため、それぞれの空調設備の更新・保守に合わせまして、節減対策として空調制御システム導入委託料につきまして、表に定める期間とその所要額を債務負担行為の限度額として設定をさせていただくものでございます。続いて、各補正予算の詳細につきましては、これから担当課より御説明をさせていただきたいと思います。まず、財政担当の関係につきまして説明をさせていただきます。ページとなりますのは64、65ページというところになります。歳出補正になりますけれども、上段のほうになります。２款総務費の財産管理費になりまして、財政調整基金の積立金としまして、令和７年度の歳計剰余金を原資として、基金条例で定める２分の１以上の額を積み立て

るもの、あわせて過年度分の療養給付費負担金の精算合わせまして、2,601 万３千円を計上しておるところでございます。財政担当としましては以上でございます。
○中本正廣議長
　二見総務課長。
○二見重幸総務課長
　それでは総務課から補正予算の説明をさせていただきます。64、65 ページをお願いいたします。総務費、総務管理費、一般管理費の旅費、50 万６千円の増額補正でございます。こちらにつきましては、要望、研修のほか、今回の災害派遣の交通費についての増額に対して対応するものでございます。先ほどの特殊勤務手当につきましては、既存予算の中で対応してまいりたいと考えております。それから、その下の行政管理事業、負担金補助及び交付金 15 万円の増額補正でございます。これは、熊本地震に係る災害見舞金を広島県町村会から熊本県町村会に贈呈することになりますので、本町の負担分 15 万円を増額補正させていただくものでございます。次に、70、71 ページをお願いいたします。はい。消防費、防災費、防災・減災・備蓄事業の需用費 91 万１千円の増額補正でございます。こちらにつきましては、寺領地区に設置しております、山崩れ発生を予知する雨量測定機器について、基盤の故障が判明したため、今後、台風等の接近も想定されますので、修繕をするための費用を増額補正させていただくものでございます。以上でございます。
○中本正廣議長
　能宗企画 DX 課長。
○能宗良明企画 DX 課長
　はい、企画 DX 課からは、再び 55、56 ページに戻っていただきまして、総務費、総務管理費の６諸費になります、委託料、高速ブロードバンド基盤整備促進事業でございます。こちら 994 万円の増額補正を計上させていただいておりますが、これは国道 186 号線沿いの県の工事に伴う光ケーブルの支障移転工事及び、倒木等に対する光ケーブルの修繕のスポット補修等で計上させていただいているものでございます。県の工事等については一部、県からの補償が入る予定となっております。続いてその下の８電算管理費、委託料の電算管理事業ですが、214 万３千円を増額補正させていただいております。こちらは、今年度職員用の業務端末をデスクトップからノートパソコンに更改するんですが、それに合わせてそのノートパソコンからウェブ会議ができるような形でネットワークのシステムを更改します。それに伴って事前の外部監査、ネットワークセキュリティの外部監査が必要となりますので、その委託料を計上させていただくものでございます。続いて、飛んでいっていただいて、68、69 ページの商工費、商工費の 18 負担金補助及び交付金 624 万６千円でございますが、こちらは冒頭に申し上げました国の物価高騰対応の交付金、増額の 624 万６千円を、年末に予定しています令和８年度 morica プレミアムポイント還元キャンペーン、当初 2,050 万で計上していますが、こちらに国からの交付金増額分を増額させていただいて 624 万を増額させていただくものでございます。ハートフル協同組合への補助金という形になっております。企画 DX 課からは以上です。
○中本正廣議長
　上手地域協働課長。
○上手佳也地域協働課長
　はい。地域協働課からは、ページのほうが戻りまして、64、65 ページの３款目、民生費の社会福祉費の一番上の民生指導事業の負担金補助及び交付金 17 万１千円の増額です。これは民生委員活動報償費に係る地方交付税の算定額が引上げられましたことにより、増額を行うものでございます。これによりまして、民生委員の１人当たり年額の報償費が６万 200 円から６万４千円に引上げになります。以上です。

○中本正廣議長
　佐々木健康福祉課長。
○佐々木文義健康福祉課長
　はい。健康福祉課から補正予算の説明をさせていただきます。ページは同じページでございます。下段のほうお願いいたします。民生費、社会福祉費、老人福祉費、老人福祉管理事業の備品購入費 30 万７千円の補正でございます。こちらは指定管理施設でございますユニバーサルリビングやまゆり寮の居室用エアコンが機能停止となったことに伴い、今回対応するものでございます。続きまして、同じく社会福祉費、障害者福祉費の障害者自立支援事業 426 万１千円、並びに、恐れ入ります隣のページをお願いいたします。66 ページ、67 ページ中段をお願いいたします。２項生活保護費の生活保護給付事業 203 万円。３項生活困窮者自立支援費の生活困窮者自立支援給付事業８万９千円につきましては、いずれも令和７年度の事業実績確定に伴う国庫負担金及び県費負担金の返還金でございます。以上でございます。
○中本正廣議長
　長尾教育次長。
○長尾航治教育次長
　はい。それでは教育委員会分の補正予算の説明をさせていただきます。同じページでございます。民生費、児童福祉費でございます。今回ですね、子育て支援センターと保育所の事業の関係で、会計年度任用職員の配置替えに伴う予算の組替えを行わさせていただくものでございまして、80 万３千円でございます。また、児童福祉施設事業といたしまして、国の交付金事業の精算に伴う償還金がございます。９万１千円の予算を計上させていただいております。教育委員会以上でございます。
○中本正廣議長
　森脇衛生対策室長。
○森脇泰衛生対策室長
　はい。失礼します。衛生対策室から補正予算の説明をさせていただきます。ページは同じページの最下段となります。清掃費、ごみ処理費、ごみ処理管理事業の負担金補助及び交付金ということで４千万円を計上させていただいております。これにつきましては、今年度末で予定されておりますポックルくろだおの閉鎖に伴いまして、民間業者が一般廃棄物の受入れ施設を整備することに対する補助金を計上しておるものでございます。よろしくお願いします。以上です。
○中本正廣議長
　武田建設課長。
○武田雄二建設課長
　はい。建設課から補正の説明をさせていただきます。ページは、68、69 です。２段目の農林水産業費、林業施設管理事業ですが、こちらと、一番下の土木費の道路維持管理費、こちら両方とも工事請負費ですが、林道費のほうが 300 万円、土木費のほうが 1,500 万円、どちらとも冬期に向けての町林道の維持補修に伴います補正でございます。そちらと一番下の国県道事業でございます。こちらの負担金、こちらは加計スマートインターフル化に伴いますアクセス道路の道路改良費の県事業負担金といたしまして、190 万円の補正をお願いするものです。建設課からは以上です。
○中本正廣議長
　菅田産業観光課長。
○菅田裕二産業観光課長

はい。産業観光課から、補正予算の説明をさせてもらいます。同じページの７款の商工費でございます。観光費の観光施設管理事業の委託料の増額補正でございます。三段峡などの西中国山地国定公園は、県から委託を受けて、清掃などを行っておりますが、今回落石でありますとか、崩土状況、業務の追加となったため、委託料を増額するものでございます。委託料増額の金額は 327 万３千円でございます。説明は以上です。
○中本正廣議長
以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。影井議員。
○影井伊久美議員
ページ 67 ページ、ごみ処理管理事業に関してでございます。現状のですね、自己搬入の持込み件数や、手数料収益が年間どのぐらい上がっているのか、説明を加えてください。
○中本正廣議長
森脇衛生対策室長。
○森脇泰衛生対策室長
はい。ごみの直接搬入に関する御質問頂きました。直接搬入に関しましては、現金での支払いにつきましては令和７年度の実績で 1,285 件ございます。これに関して徴収させていただきました、その場で支払いを頂きましたごみ処理手数料ですが、合計では 146 万 3,645 円でございまして、そのうち廃家電以外のものが 136 万 7,395 円、特定家電、エアコンとかテレビとかにかかります廃家電にかかるものが９万 6,250 円となっております。以上です。
○中本正廣議長
影井議員。
○影井伊久美議員
そもそもなんですけれども、町ができなくなる事業を町内の事業者さんに引き続き行ってもらうということで、住民の利便性や衛生環境を整えるというのが本事業の趣旨かと思います。そこでですね、機器を新たに設置するとされれば、かなり多額の費用がかかってきます。既存の機器を活用されるということになっても、システムの導入など、こちらも多額の費用がかかってくると思います。あわせてですね、その後の運営、人件費など、維持管理そういったランニングコストもかかってくると考えます。そして、９月４日の全員協議会の中で、事業で出た利益でペイをしていってもらえればというふうな町長の説明もあったかと思うんですけども、先ほどの説明の中では、人件費や維持管理などを引いていくと、利益的には、この最初の導入費をペイしていくの結構な年数かかってくるんじゃないかなと思うんですけども、仮に、この事業者が初期投資に多額がかかるので受入れがたいとなった場合はどういうふうな、どういうふうな方向性を検討されているのかということをお尋ねします。
○中本正廣議長
森脇衛生対策室長。
○森脇泰衛生対策室長
はい。一つ大前提としまして、先ほどごみの現金でのごみ処理手数料のお話がございましたが、これはよく住民の方からも時々聞かれるんですけども、この手数料というのはあくまでも町のほうに入るお金でございます。その金額につきましても町が決定して町のほうの歳入に入るという形になります。なので、受入れをしていただく業者さんのほうには、あくまでも委託料という形で、受入委託の部分で金額をお支払いをしていくという形になります。どうしても２番目の質問の設備投資の関係でお金がかかるという場合でございますが、その辺りも勘案しながら委託料、この委託料、今調整している最中で、細かいところまではまだ完全には決まっていないんですが、当然これは町内の業者さん、それから、町内からごみを持っていく広島市、または民間の業者さんと３方向でお話をさせていただく中で、当初計画していたものと、委託

業務の内容自体が少し変わってきているものもございます。例えば、町内の業者に受入れていただいたものを定期的に町外の施設へ持っていくというところの部分で、収集車両に前もって、ごみの種別、それから区分、家庭系と事業系を分けた上で、前もって積んで持ってきてもらえればそれで、混載でも大丈夫ですよという返答を頂いておったりとか、そういった中で業務の内容も少し変動してきてるところもございます。そういった中で業者の方、町内の業者の方ともいろいろ委託料であったりとか、あと委託の業務の内容そのものについても、今ちょうど、どういったふうにまとめていけばいいのかというのも調整しておる最中でございますんで、極力受入れそのものは行っていただけるように調整をしておる最中でございます。以上です。
○中本正廣議長
　影井議員。
○影井伊久美議員
　はい。結果的に住民に不便が生じないようにですね、こういった事情等々を、事業者に説明をしていかれ、十分な協議がなされることを望みます。はい。以上でございます。
○中本正廣議長
　ほかに質疑ありませんか。大江厚子議員。
○大江厚子議員
　はい。私も同じく、このごみ処理費の補正予算についてですけど、どの条例を根拠にということで、安芸太田町企業誘致促進条例を根拠に、この補正を組んだということで、補助率が、これを見ると、一般的には設備取得額の 100 分の 10 を乗じた額ということで、今回特例措置として、100 分の 20、同じく上限額はこの条例には、この特例と同じ２千万円が限度というふうになっていまして、この 100 分の 10 を 100 分の 20 とした、特例にしたというその根拠、公共性ということだと思うんですけど、その辺をやはりきちんと本会議で説明して、まずは説明していただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。
○中本正廣議長
　森脇衛生対策室長。
○森脇泰衛生対策室長
　はい。今大江議員がおっしゃったように、上限の金額につきましては、町の企業誘致条例の金額を参考にさせていただいております。ただ、そちらのほうには業種の縛りがございますんで、今回のごみ処理業ということで、どうしようかということを考えたときに、町内、ごみの受入れ施設というのは町民の環境とか衛生面に関しても、非常に重要なインフラということもございますんで、100 分の 10 ではというんではなくて、特例的に倍額の 100 分の 20 ということで設定をさせていただいておるようなことでございます。以上です。
○中本正廣議長
　大江厚子議員。
○大江厚子議員
　はい。今回特例ということで本当に私も必要だと思いますけど、こういう、例えば町が直営しているものや、一部委託しているものがこういうふうに完全民営に委託っていうことが、ほかの事業でもあるかもしれない、私はどちらかと反対のほうですけど給食とかいろいろあると思うんですけど、その際やっぱりこういう特例っていうのが前例としてあったときには、もし将来のもしかのための質問で恐縮ですけど、やはりこれは前例として参考にはなるということになるんでしょうか。
○中本正廣議長
　橋本町長。
○橋本博明町長

はい。改めて今の補助事業についての御質問頂きました。今回の補助事業というのはあくまでもその特例といいますか、こういった案件がたくさんあるわけではないということで、あくまでも企業誘致条例を参考にはさせていただきましたけども、予算措置として対応させていただいてるというところ。その上で、参考にさせていただいたのは補助率というかですね、そういう部分ですけれども、企業誘致条例とは別に、これ衛生対策室長から話をしたように、大変町としても重要な仕事、あるいは行政がやってきたことを担っていただくという意味で、補助率を厚くさせていただいたところでございます。そういった意味では、今後確かにですね、こういった事業は本町が担うというよりは、外部のサービスを利用させていただく機会というのは、残念ながらというか、増えていく可能性はあると我々思っております。そのときには、今申し上げたように、事業の重要性に鑑みて、より民間の事業者さんが参入しやすいように、こういった補助率なりについては、特例措置として定めるということは十分これからあり得るのではないかと思いますが、やはりそれぞれの状況を踏まえながら、やはり考えていかなければならないと思っておりますので、今回のことは参考にさせていただきながら、引き続き対応していきたいと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第 53 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立総員です。したがって、議案第 53 号、令和８年度安芸太田町一般会計補正予算（第４号）は、原案のとおり可決しました。

―――――――――――――――・―――――・―――――――――――――――

日程第 21．議案第 54 号
日程第 22．議案第 55 号
日程第 23．議案第 56 号

○中本正廣議長

日程第 21、議案第 54 号、令和８年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）から、日程第 23、議案第 56 号、令和８年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）までの３件を一括議題といたします。追加説明があれば受けます。沖野税務住民課長。

○沖野貴宣税務住民課長

はい。議案第 54 号、令和８年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について説明します。今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ 340 万３千円を追加し、予算の総額を８億 8,163 万１千円と定めるものです。補正の内容ですが、一つ目は、第３期データヘルス計画の中間評価委託料 148 万５千円。二つ目は、保健・医療・福祉統括センター二階会議室のエアコン取り替えに伴う備品購入費 50 万円。三つ目は、前年度繰越金 49 万７千円の整理。四つ目は、前年度補助金の精算に伴う償還金 92 万１千円でございます。次に 85 ページをお願いします。はい。議案第 55 号、令和８年度安芸太田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）について説明します。今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ 875 万５千円を追加し、予算の総額を２億 1,592 万１千円と定めるものです。補正の内容は、前年度繰越金を後期高齢者医療広域連合へ負担金として納付するための 875 万５千円を計上しています。以上です。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。佐々木健康福祉課長。

○佐々木文義健康福祉課長
　はい。失礼いたしました。97 ページでございます。健康福祉課から介護保険特別会計の補正予算の説明をさせていただきます。議案第 56 号、令和８年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）について説明をさせていただきます。この補正予算は、令和７年度の事業実績確定に伴いまして、国庫県費並びに社会保険診療報酬支払基金の精算返還金を計上するとともに、歳計剰余金を介護給付費準備基金へ積み立てるものでございます。歳入歳出それぞれ 4,663 万９千円を追加し、予算総額を 12 億 9,704 万４千円とするものでございます。以上でございます。
○中本正廣議長
　以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり。）
　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」の声あり。）
　討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。採決は議案第 54 号から議案第 56 号までの３件を一括して起立により採決します。議案第 54 号から議案第 56 号までの３件については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）
　起立総員です。したがって、議案第 54 号、令和８年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）から、議案第 56 号、令和８年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）までの３件については、原案のとおり可決しました。
―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第 24.　認定第１号
日程第 25.　認定第２号
日程第 26.　認定第３号
日程第 27.　認定第４号

○中本正廣議長
　日程第 24、認定第１号、令和７年度歳入歳出決算の認定についてから、日程第 27、認定第４号、令和７年度安芸太田町下水道事業会計決算の認定についてまでの４件を一括議題といたします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。認定第１号から認定第４号までの４件については、議長及び監査委員である佐々木道則議員を除いた全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して、詳細に審査を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり。）
　異議なしと認めます。したがって、認定第１号から認定第４号までの４件については、議長及び監査委員である佐々木道則議員を除いた全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。ここで、決算審査特別委員会の正副委員長を互選するため、しばらく休憩といたします。

休憩　　午前 11 時 34 分
再開　　午前 11 時 34 分

休憩前に引き続き会議を再開します。ただいま休憩中、決算審査特別委員会が開かれ、委員長に影井伊久美委員、副委員長に大江昭典委員が選任されましたので報告します。本日の日程は以上で全部終了しました。本日はこれで散会します。

○河野茂議会事務局長

御起立願います。一同互礼。

午前 11 時 35 分　　散会